

附帯控訴の提起について

県は、損害賠償等請求控訴事件（名古屋高等裁判所令和六年（ネ）第二十四号）につき、右控訴に附帯して、同控訴事件の第一審判決について次のとおり名古屋高等裁判所に控訴を提起するものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 附帯被控訴人となるべき者

- (一) 三重県津市雲出本郷町一八二七番地一
三生運輸株式会社
- (二) 東京都千代田区大手町二丁目六番四号
東京海上日動火災保険株式会社

二 事件の概要

令和三年五月十七日、準中型貨物自動車（以下「本件電柱」という。）に衝突した事故（以下「先行事故」という。）で、同車が片側一車線を塞いでいた土岐市内の事故現場（以下「先行事故現場」という。）において、臨場した警察官（以下「警察官」という。）の交通整理に従い、先行事故現場を通過しようとしていた附帯被控訴人三生運輸株式会社の大型貨物自動車（以下「本件車両」という。）の荷台に、先行事故により道路上空で垂れ下がった普通支線（以下「本件普通支線」という。）が引掛かり本件電柱が倒れ、本件車両を損傷するとともに、切れた電線が後続車両を損傷させる事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

これに対して、附帯被控訴人は、警察官は、先行事故により垂れ下がっている本件普通支線の存在を認識し、本件車両を制止する義務があったにもかかわらず、本件普通支線の存在を看過し、漫然と本件車両を通過させた過失があること等を請求原因として、県に対し、金三百三十八万四千三百八十一円の損害賠償金及び当該額に対する利息の支払を求めて提訴したものである。

右事件は、津地方裁判所で審理され、令和五年十一月二十八日県に対し、金百六十九万四千三百三十二円の損害賠償金及び当該額に対する利息の支払を命ずる判決の言渡しが行われた。

附帯被控訴人は、この判決を不服として、令和五年十二月十二日に名古屋高等裁判所に控訴を提起したものである。

三 判決の要旨

警察官は、現に先行事故現場の上空における電線の状況まで目視して確認していることから、地上四メートルの位置で垂れ下がっている状態の本件普通支線の存在には容易に気付くことができたというべきであり、また、本件車両の車高を踏まえれば、警察官は、本件車両が本件普通支線に接触して本件事故が発生するのを予見することが十分に可能であったにもかかわらず、本件車両の接近に当たり、停止や減速を求めたり、先行事故の発生を含む道路状況等について説明したりすることなく、漫然と本件車両の進行を促したことで本件事故が発生したものであり、警察官には過失が認められる。

本件車両の運転者（以下「運転者」という。）は、先行事故により本件電柱が斜めになっていたこと自体は認識していたのであるから、本件普通支線の存在を認識していたか、少なくとも容易に認識することができたというべきであり、また、本件車両の進行及び本件電柱等の設備の安全を確保する注意義務を負っていたというべきであるが、この義務に違反し、本件車両をそのまま進行させたことで本件事故が発生したものであり、運転者には過失が認められる。

本件事故は、道路交通の安全に責任を負う警察官の義務違反と、職業運転手として本件車両を安全に走行させる責任を負う運転者の義務違反とがいずれも同等の程度で作用したことにより招来されたということができるところから、本件事故の発生についての過失の割合は、警察官が五十パーセント、運転者が五十パーセントであると判断し、県が附帯被控訴人に対して負う賠償額は、金百六十九万四千四百三十二円及び当該額に対する利息が相当である。

四 附帯控訴の趣旨

- (一) 原判決中附帯控訴人敗訴の部分を取り消す。
 - (二) 附帯被控訴人の請求をいずれも棄却する。
 - (三) 訴訟費用は、第一審、第二審を通じ附帯被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

五 附帯控訴の理由

原判決中附帯控訴人敗訴とする部分についての事実認定及び判断に誤りがあり、承服できないので、附帯控訴するものである。

六 訴訟遂行の方針

第二審の判決の結果により、必要がある場合には、上告する。